

< 総務省 デジタル活用共生社会実現会議 >
～ ICTアクセシビリティ確保部会 ～

高齢者・障害者の現状と、 ニーズ・シーズマッチングの必要性 課題解決に向けた方策

○日時 平成30年12月25日(火)

○場所 中央合同庁舎2号館 10階 総務省第一会議室

公益財団法人テクノエイド協会
企画部 五島清国

「公益財団法人テクノエイド協会」の概要

- 1987年 3月 財団法人として厚生省より設立認可
- 1988年 4月 義肢装具士法による指定試験機関
- 1993年10月 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の施行
- 2011年 7月 公益財団法人として内閣府より認定

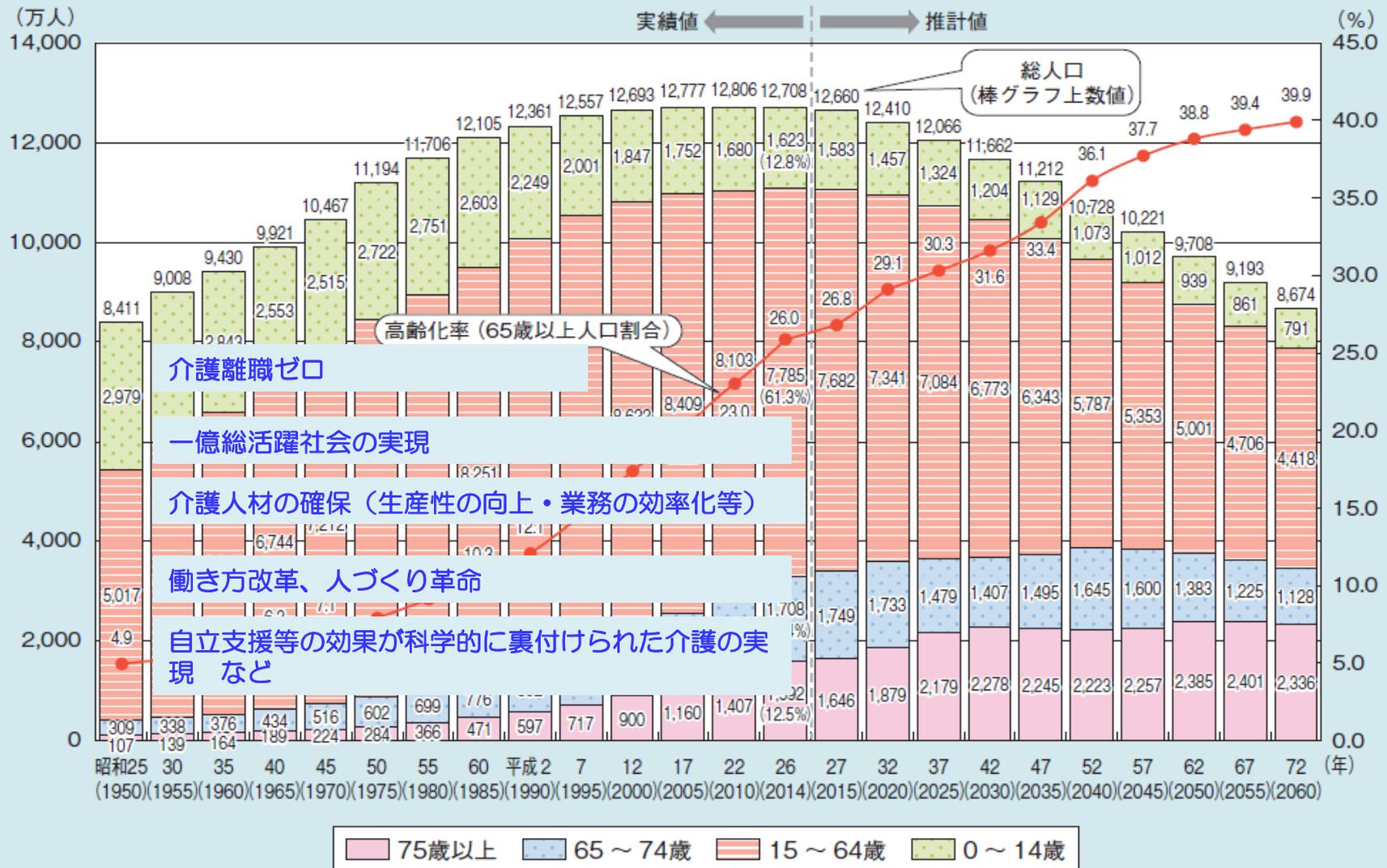
福祉用具の**開発及び普及の推進に寄与**することを目的とした公益法人

(主な事業)

1. 福祉用具・介護ロボットの**開発・普及**に係る事業
2. 福祉用具の**臨床評価**に係る事業
3. 福祉用具の**標準化**(用語と分類) **ISO、JISの原案策定**に係る事業
4. 福祉用具に関する**調査・研究及び情報の収集、提供**に関する事業
5. 補聴器技能者や福祉用具プランナー等、**人材養成**に係る事業
6. 義肢装具士の**国家試験**の実施
7. その他

高齢者・障害者を取りまく現状

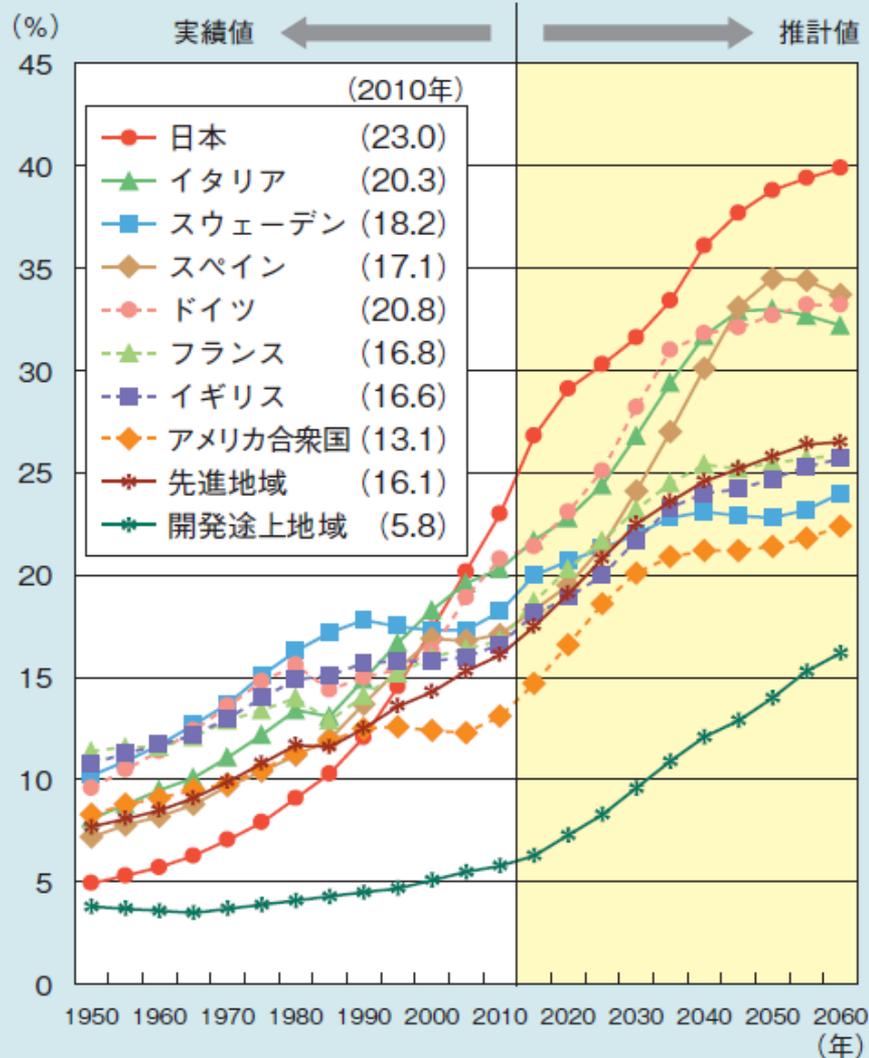
少子高齢化の進展、推進する施策



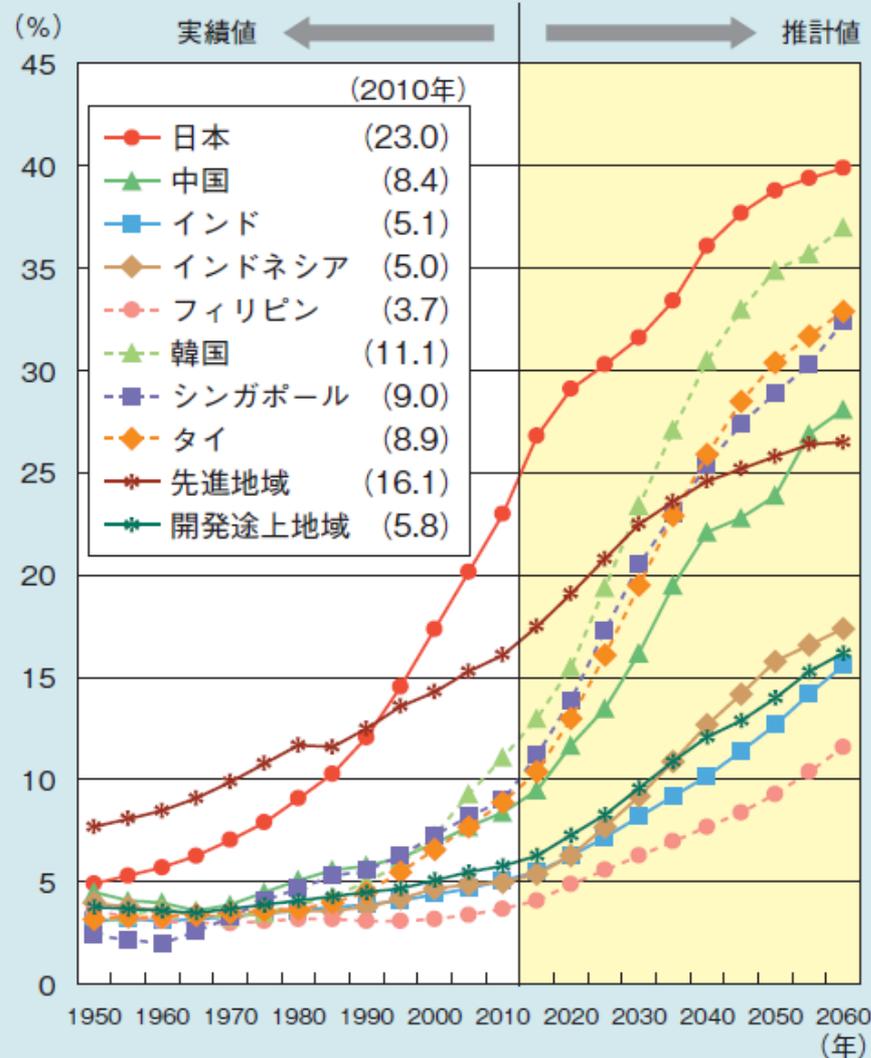
資料：2014年までは総務省「国勢調査」、2014年は総務省「人口推計」（平成26年10月1日現在）、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 (注) 1950年～2010年の総数は年齢不詳を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

諸外国における高齢化率の推移

1. 欧米



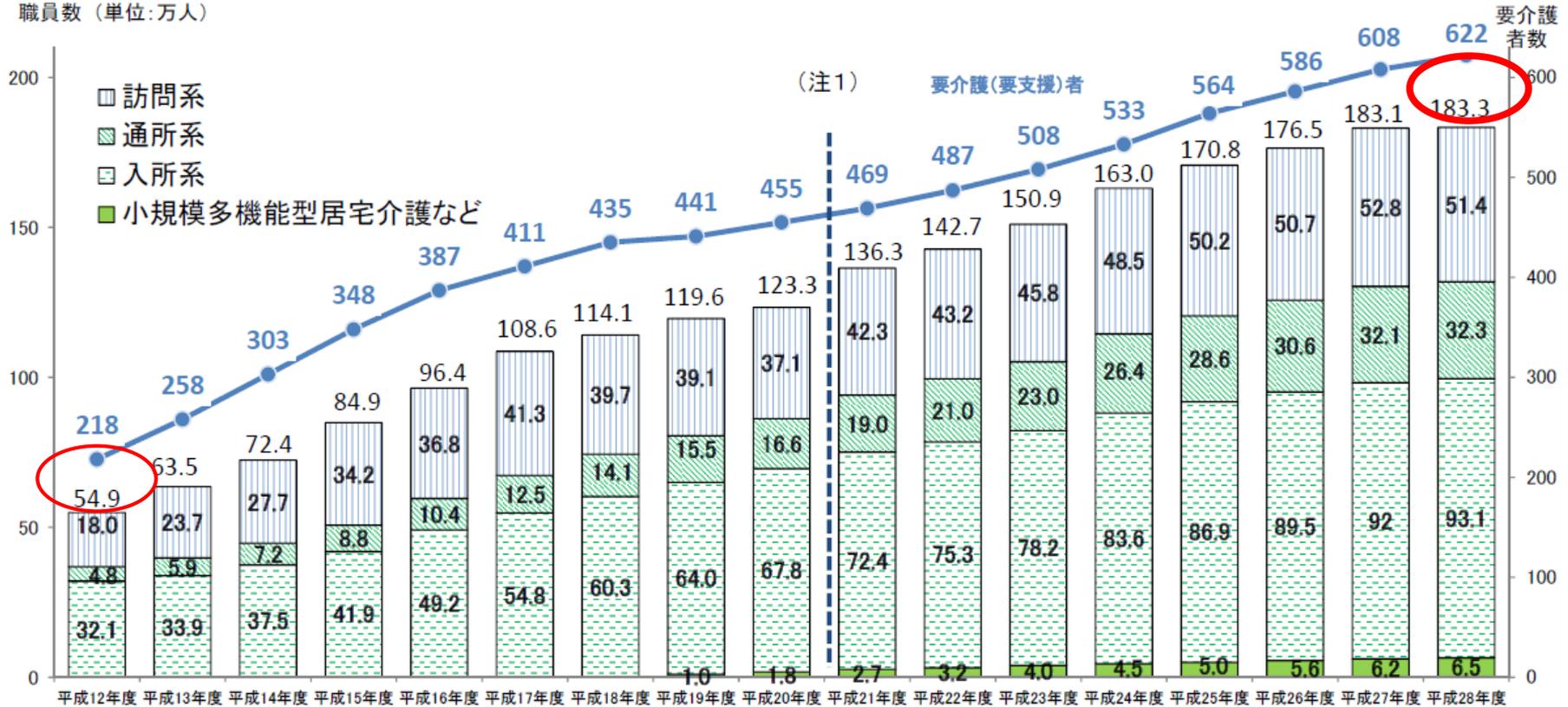
2. アジア



介護職員数の推移

○ 介護保険法の施行以来、要介護（要支援）認定者数は増加してきており、サービス量の増加に伴い介護職員数も16年間で3.3倍に増加している。

職員数（単位：万人）



注1) 平成21年度以降は、調査方法の変更による回収率変動等の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて推計したもの。

(平成20年まではほぼ100%の回収率 → (例)平成28年の回収率:訪問介護90.8%、通所介護86.8%、介護老人福祉施設92.2%)

・補正の考え方:入所系(短期入所生活介護を除く)・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。

注2) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。

(特定施設入居者生活介護:平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年、通所リハビリテーションの介護職員数は全ての年に含めていない)

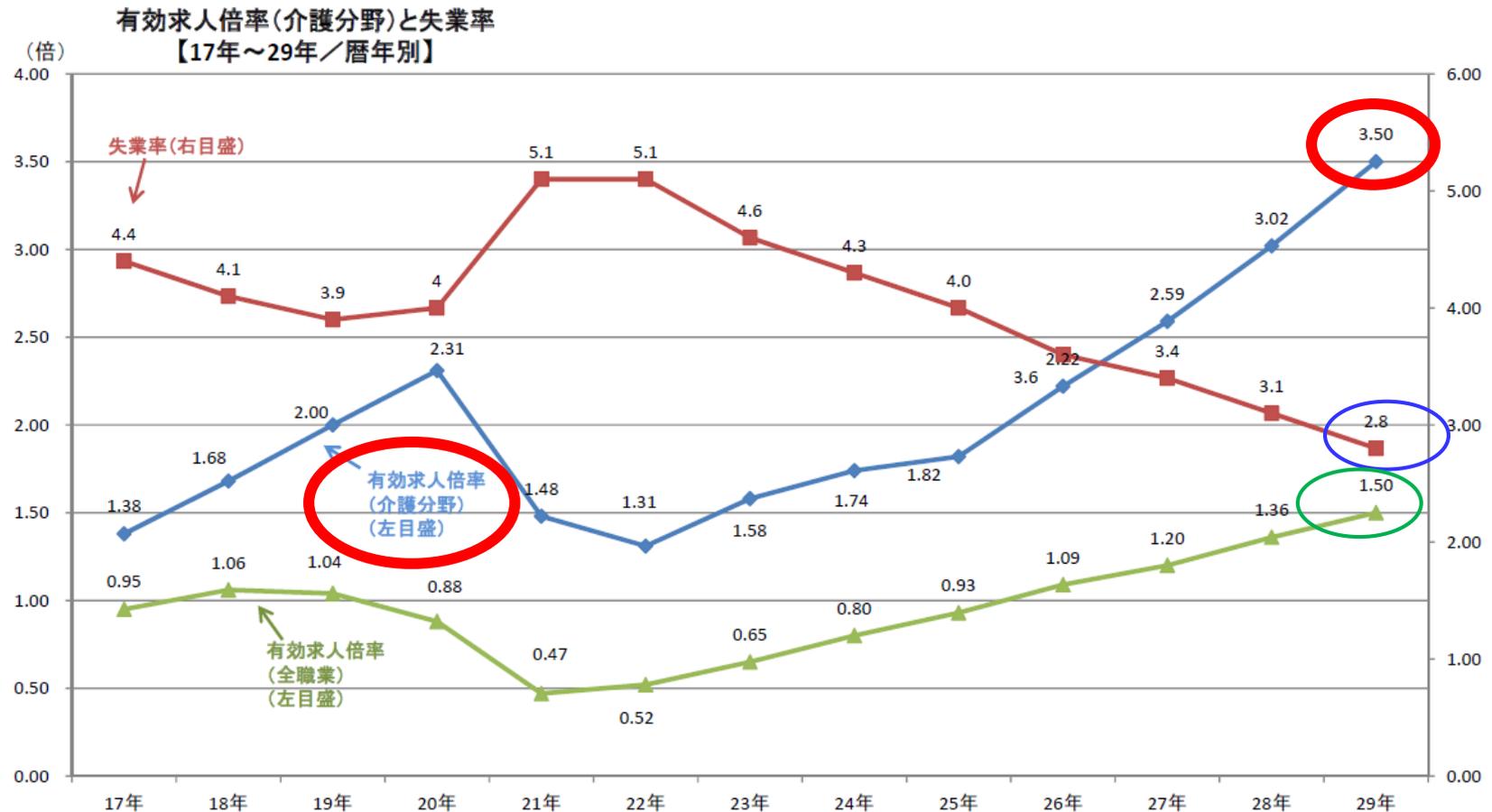
注3) 介護職員数は、常勤・非常勤を含めた実人員数である。(各年度の10月1日現在)

注4) 平成27年度以降の介護職員数には、介護予防・日常生活支援総合事業に従事する介護職員数は含まれていない。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

介護関係職種の人材確保の状況と労働市場の動向 (有効求人倍率と失業率の動向)

○ 介護関係の職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全産業より高い水準で推移している。



注)平成22年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

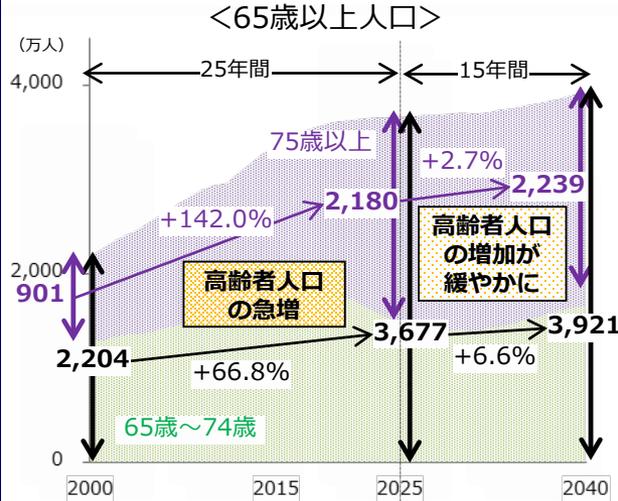
2040年頃を展望した社会保障改革の新たな局面と課題

平成30年4月12日経済財政諮問会議
厚生労働大臣提出資料

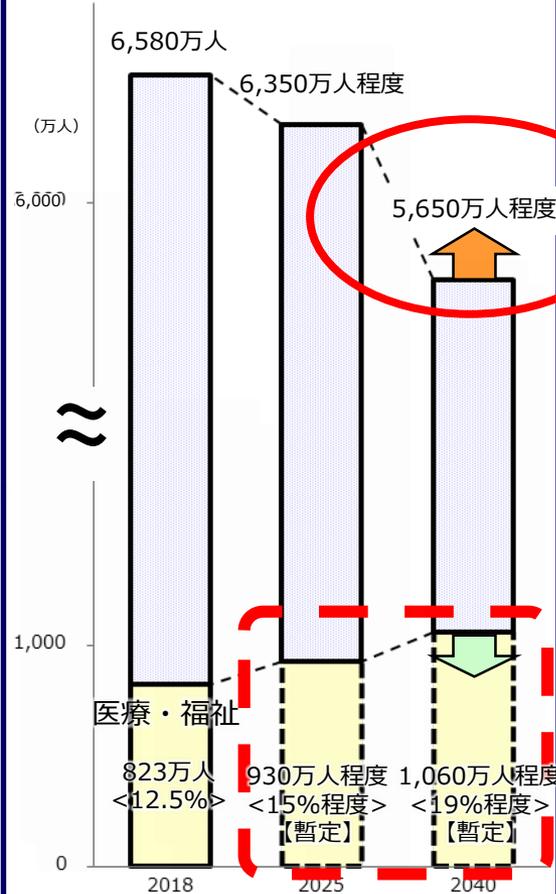
人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。

2025年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要。

《2040年までの人口構造の変化》



《就業者数の推移》



国民的な議論の下、

- これまで進めてきた給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保も図りつつ、
- 以下の新たな局面に対応した政策課題を踏まえて、総合的に改革を推進。

《新たな局面に対応した政策課題》

1. 現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上
⇒ 高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、2040年までに3年以上健康寿命を延伸することを目指す。

2. 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保

- ⇒ テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性^{*}の向上を目指す。

- ※ サービス産出に要するマンパワー投入量。
- ※ 医療分野：ICT、AI、ロボットの活用で業務代替が可能と考えられるものが5%程度（「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」結果から抽出）
- ※ 介護分野：特別養護老人ホームでは、平均では入所者2人に対し介護職員等が1人程度の配置となっているが、ICT等の活用により2.7人に対し1人程度の配置で運営を行っている施設あり。

(資料) 就業者数について、2018年は内閣府「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」、2025年以降は、独立行政法人労働政策研究・研修機構「平成27年 労働力需給の推計」の性・年齢別の就業率と国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」（出生中位・死亡中位推計）を用いて機械的に算出。医療・福祉の就業者数は、医療・介護サービスの年齢別の利用状況（2025年）をもとに、人口構造の変化を加味して求めた将来の医療・介護サービスの需要から厚生労働省において推計（暫定値）。

(資料) 総務省「国勢調査」「人口推計」（2015年まで）、2015 団塊の世代が全て65歳以上に
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」（出生中位・死亡中位推計）（2016年以降）、2025 団塊の世代が全て75歳以上に
2040 団塊ジュニアが全て65歳以上に

高齢者及び障害者を取りまく現状の整理

高齢者の現状

- 要介護高齢者の増加
- 認知症高齢者の増加
- 高齢者世帯や高齢者独居の増加
- A D L（日常生活動作）やQ O L（生活の質）の維持・向上
など

障害者の現状

- ニーズの多様化・複雑化
- 障害者の高齢化
- 活動や参加に対する理解、社会的支援の拡充
- 機器の利用環境・インフラの整備 など

介護人材の現状

- 人材の不足（海外からの受け入れ）
- 職員の腰痛
- 楽しく・働きやすい職場環境の構築
- 福祉機器の効果的な活用を促す教育の拡充など

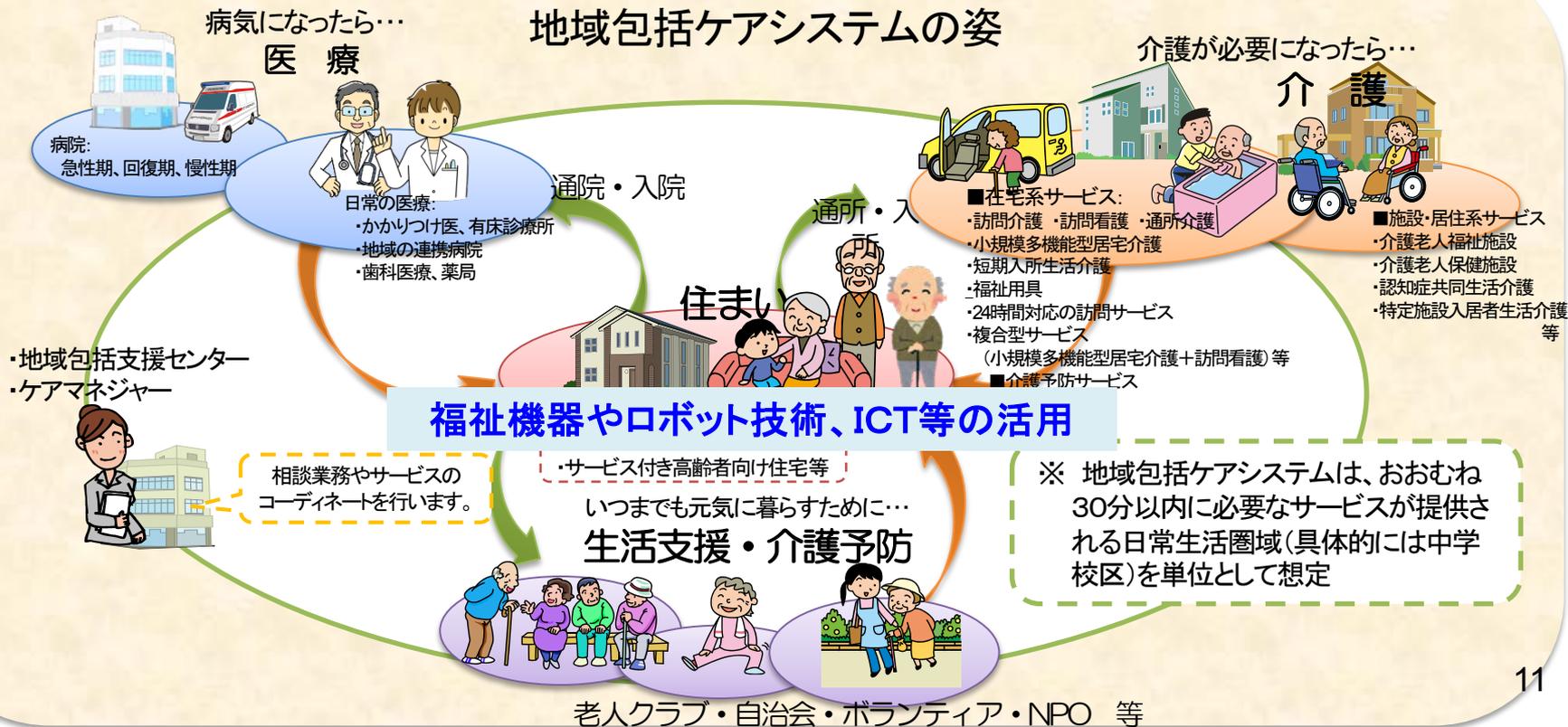
政府・関係機関等の取り組み

- 新規参入（技術やノウハウの活用、転用）の促進
- ロボット技術の活用
- I C T 技術の活用、データの集約
- 政府主導によりイニシアティブ協議会の創設
 - 新たなイノベーションの創出、I o T、A I
 - ロボット利活用の推進、規制改革、
 - S I e r の養成 など

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要

地域包括ケアシステムの姿



「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

福祉機器やロボット技術、ICT 活用にあたって留意

国際生活機能分類 (ICF)

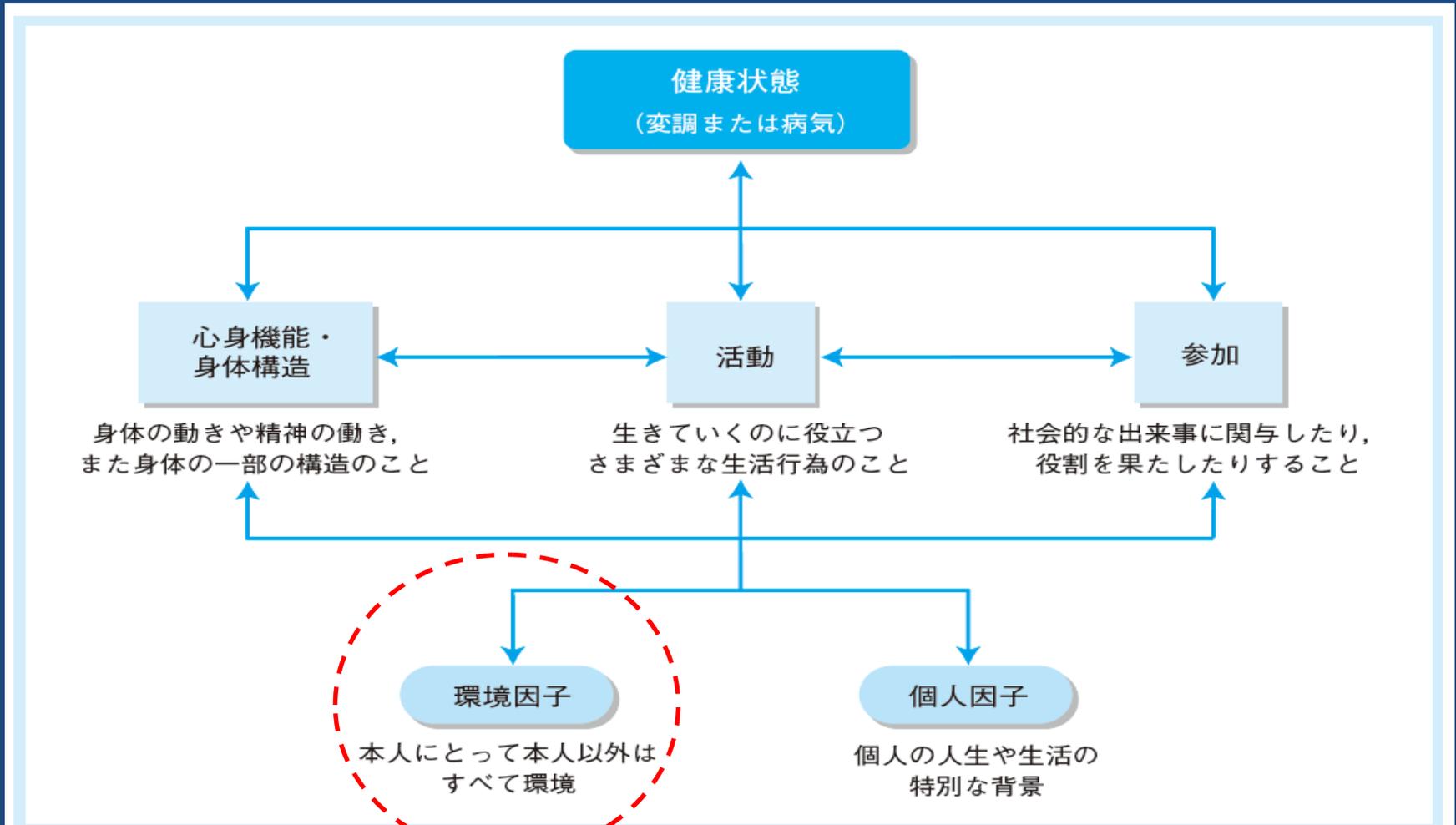
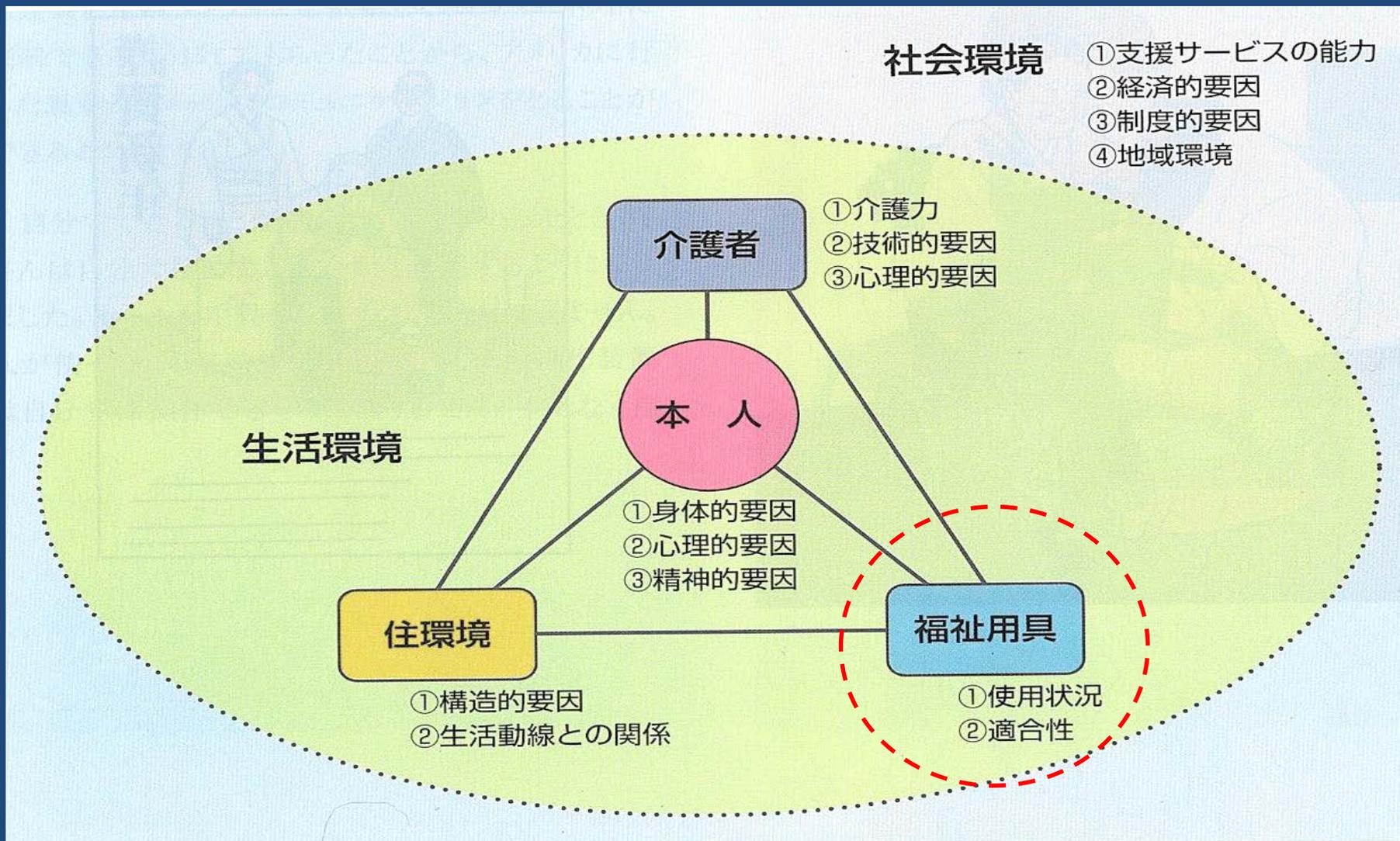


図 8-1 ICFの構成要素間の相互作用

(障害者福祉研究会編：国際生活機能分類 (ICF) - 国際障害分類改定版 -, 中央法規出版, 2002, p.17を基に著者が加筆)

福祉機器等を効果的に利用するために



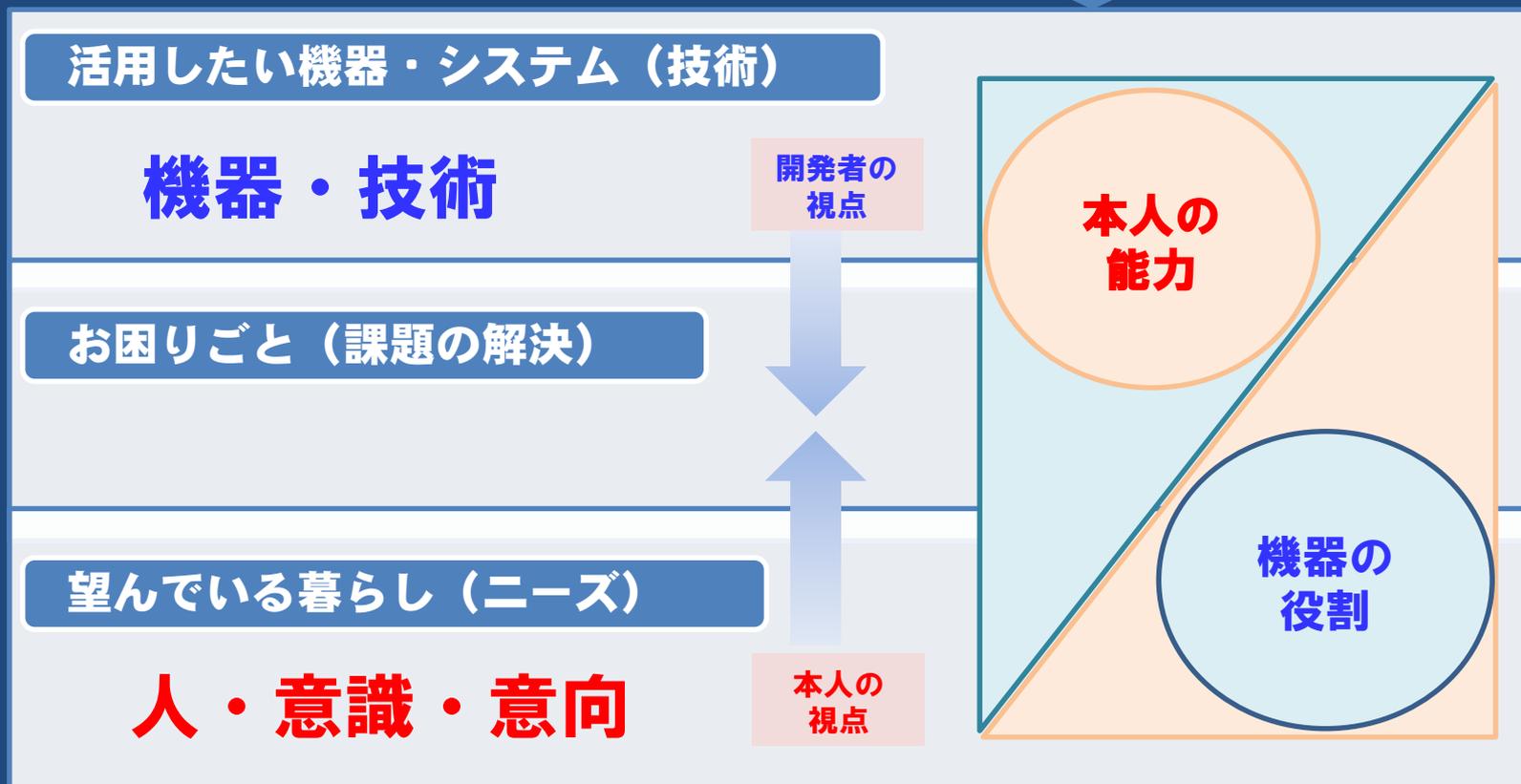
福祉機器等、利用にあたっての基本的視点

◎福祉機器等は、利用することが目的ではなく、目的を達成する手段であること

高齢者・障害者

- ・生活の継続
- ・自己決定の尊重
- ・残存能力の維持・拡大 等

考慮しながら慎重に活用を検討することが重要

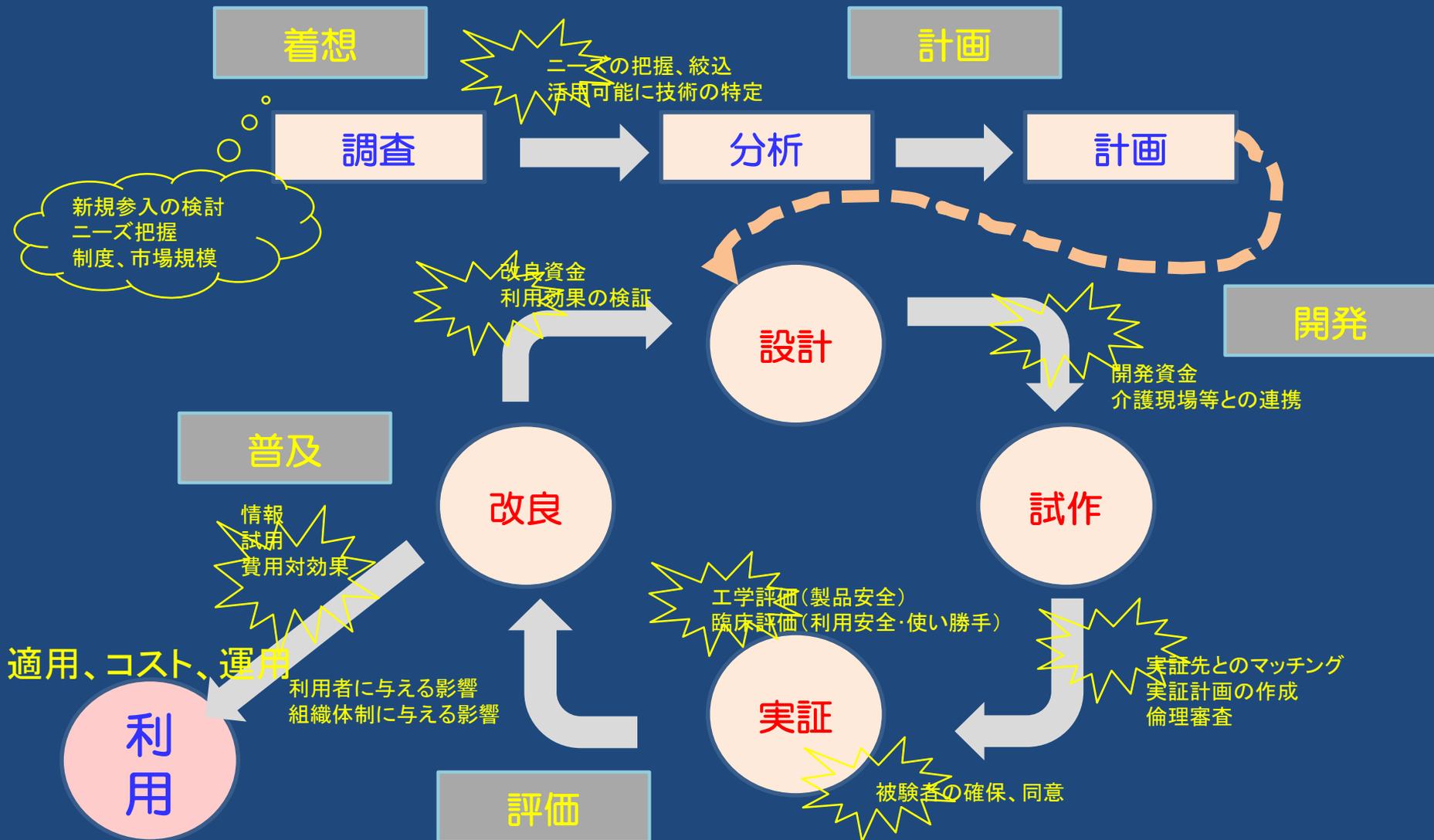


福祉機器等、開発及び普及に係る 現状の課題

開発から利活用されるまでの流れ



開発の着想から利用されるまでのプロセス



現在の取り組みと、今後求められる 方策を検討する

障害者自立支援機器等開発促進事業

事業目的

障害者の自立や社会参加を支援する機器や技術の開発は、マーケットが小さい、経費的な問題からモニター評価が行えないといった理由から、実用的製品化が進んでいない状況にある。そこで、開発企業が障害当事者と連携して開発する取組に対して助成を行うことで、障害者にとって使いやすく適切な価格の機器の実用的製品化を促進する。

事業内容

- (1) 障害者の自立支援機器の開発(実用的製品化)に対する助成
- (2) シーズ・ニーズマッチング強化事業
- (3) 障害者自立支援機器導入好事例普及事業

実施主体

民間団体 ((1)は、民間団体が開発企業等を公募して開発費を助成)

補助率

(1)は2/3(大企業は1/2)、(2)・(3)は定額(10/10相当)

ニーズ把握から製品販売までのイメージ図

シーズとニーズのマッチング

開発 ~ 試作 ~ 実証実験 ~ 製品化

製品の普及

ユーザー・支援者
(ニーズ)

開発・研究者
(シーズ)



障害者、家族
事業所職員等



開発企業、研究者
等

支援機器に関する
ニーズ、生活におけ
る困りごと等を開発
側に伝える。

障害当事者との意
見交換にてニーズを
把握、開発の着想
を得る。

(2) シーズ・ニーズマッチング強化事業

ニーズを的確に捉えた
支援機器の開発着手



モニター評価

実用的製品化

普及

障害者自立支援機器
導入好事例普及事業

・機器導入好事例の表彰
・開発機器の全国広報
など



(1) 実用的製品化開発に要する費用の助成

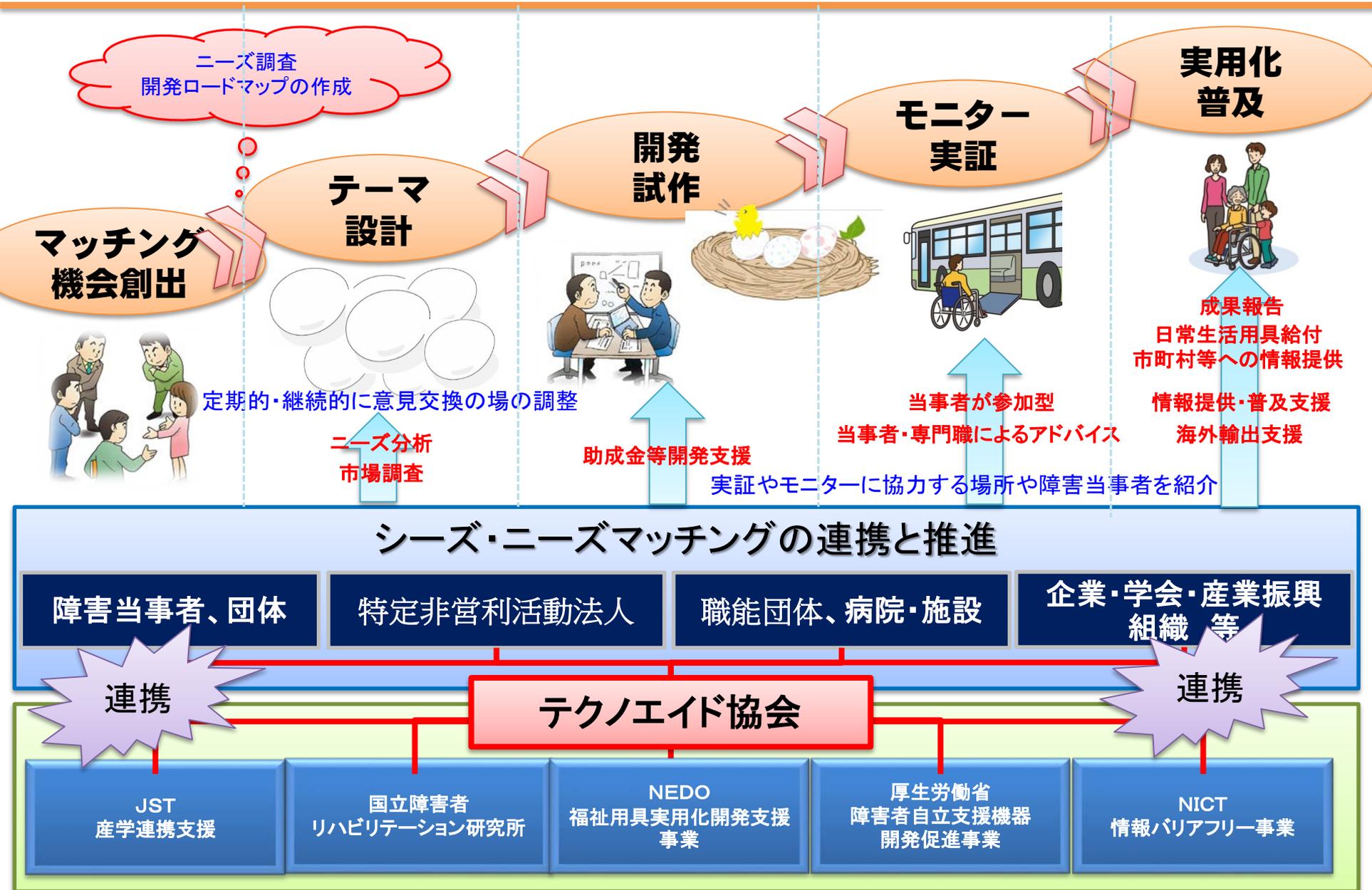
※研究段階を終え基本設計はできているが、試作機の製作までには至っていないものが対象

(3) 障害者自立支援機器導入好事例普及事業
(新規事業)

シーズ・ニーズのマッチング

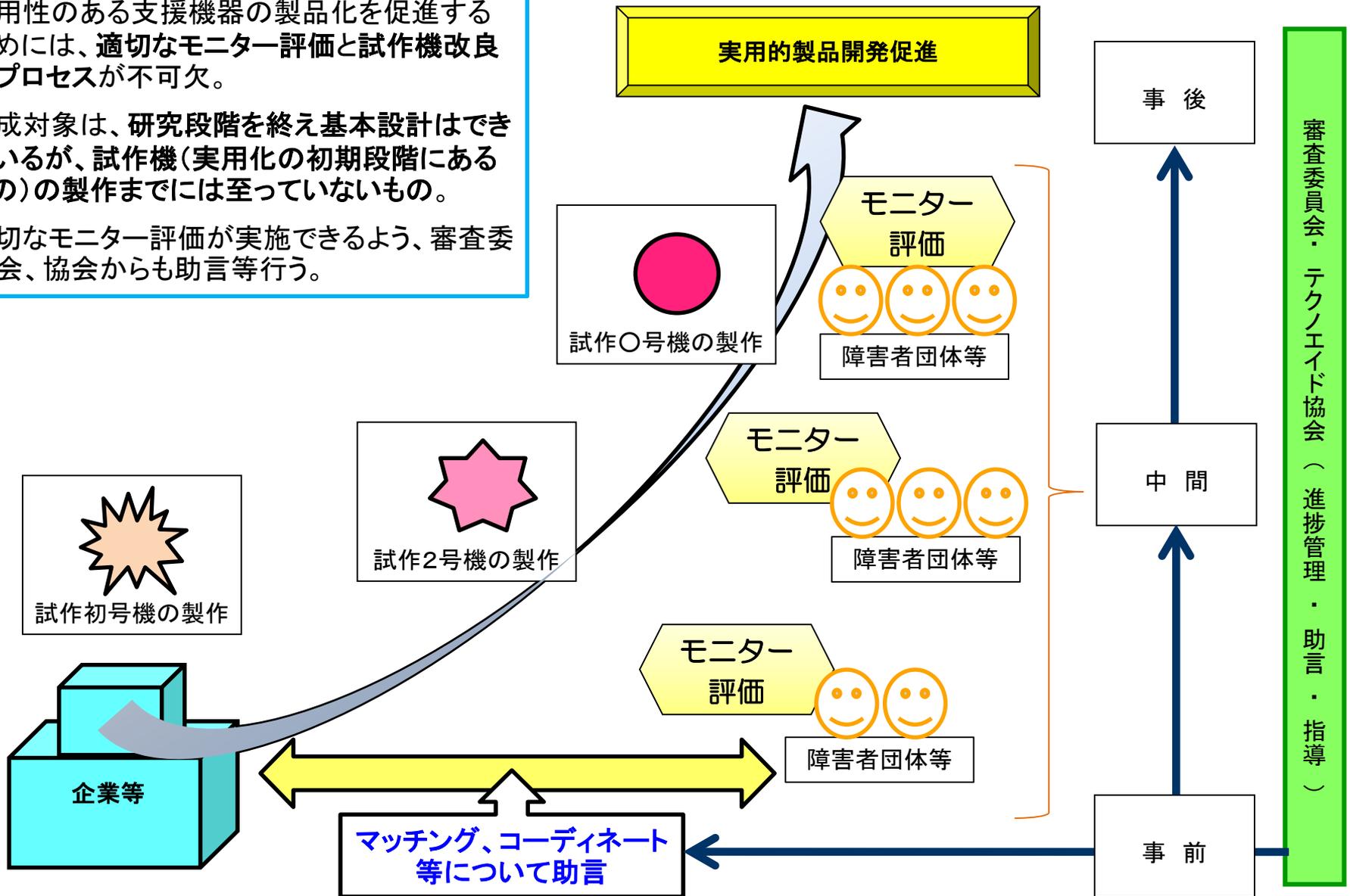
- 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムを構築し、HPを通じて、ニーズの把握と提供を継続的に行う
- シーズ・ニーズマッチング交流会を通じて、試作段階にある機器についての意見交換、モニター評価等実施にあたっての協力
- 障害者団体に協力を得て、ニーズ集の作成・配付、関係企業や新規参入企業の掘り起こし
- マッチングの成果を開発促進事業等に繋げる
- ニーズとシーズのマッチングをタイムリーに行う体制
- ニーズの整理、分析、開発ロードマップ等の作成

マッチング後のフォローアップ体制について



障害者自立支援機器等開発促進事業

- ・実用性のある支援機器の製品化を促進するためには、適切なモニター評価と試作機改良のプロセスが不可欠。
- ・助成対象は、研究段階を終え基本設計はできているが、試作機(実用化の初期段階にあるもの)の製作までには至っていないもの。
- ・適切なモニター評価が実施できるよう、審査委員会、協会からも助言等行う。



ICT活用した福祉機器の開発促進

- 福祉機器は、多品種少量生産になりがち、開発支援は必要不可欠（必ずしもハイテクである必要は無い）
- シーズオリエンテッドとならないよう、ニーズ参加型の機器開発を推進する
- ICTを活用した機器の開発、ネットワーク化の推進
 - ① ICT化を進めるためネットワーク化、プラットフォームの整備
 - ② ネットワークを活かした機器開発の推進
 - ③ 利用者の意思決定に基づく情報アクセスの推進
 - ④ 情報の効果的な利用、共有・AI化
- 中小零細企業が活躍できる製品開発支援

ICTアクセシビリティ確保に向けた期待

- 人手不足が深刻化するなか、機器の開発や導入の推進は益々重要である
- プライバシーの保護、尊厳の保持、基本は高齢者・障害者本人に役立つものであること
- 利活用之际しては、①適用、②コスト、③運用の明確にすること
- ICT活用による当該機器の機能性評価を推進し、データの蓄積、（公表）、活用（定量的な実証試験の実施に結びつける）
- 福祉はチームワークであり、各種データの共有、ネットワーク化を推進し、自立支援とゆとりある介護の実現を！

ご静聴、ありがとうございました

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 五島清国

**〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1
セントラルプラザ4階**

**電話 03-3266-6883
電子メールアドレス goshima@techno-aids.or.jp**